

無配当利率変動型一時払終身生活介護年金保険(001)

「長生きMy介護」は、円建一時払で、介護の不安に備えられます！

特徴 1 所定の介護を要する状態に該当したときに、**一生涯介護年金**をお支払いします。

- 負担の大きい介護初期にかかる費用に備えられます。
- 支払保証期間中の介護年金は一括受取も可能です。
- お受取りになる介護年金額は契約時に確定しています。(契約日から予定利率計算基準日までの期間内)
- お受取りになる介護年金は非課税です。

特徴 2 介護年金が支払われる前に死亡されたときは、**死亡給付金**をお支払いします。

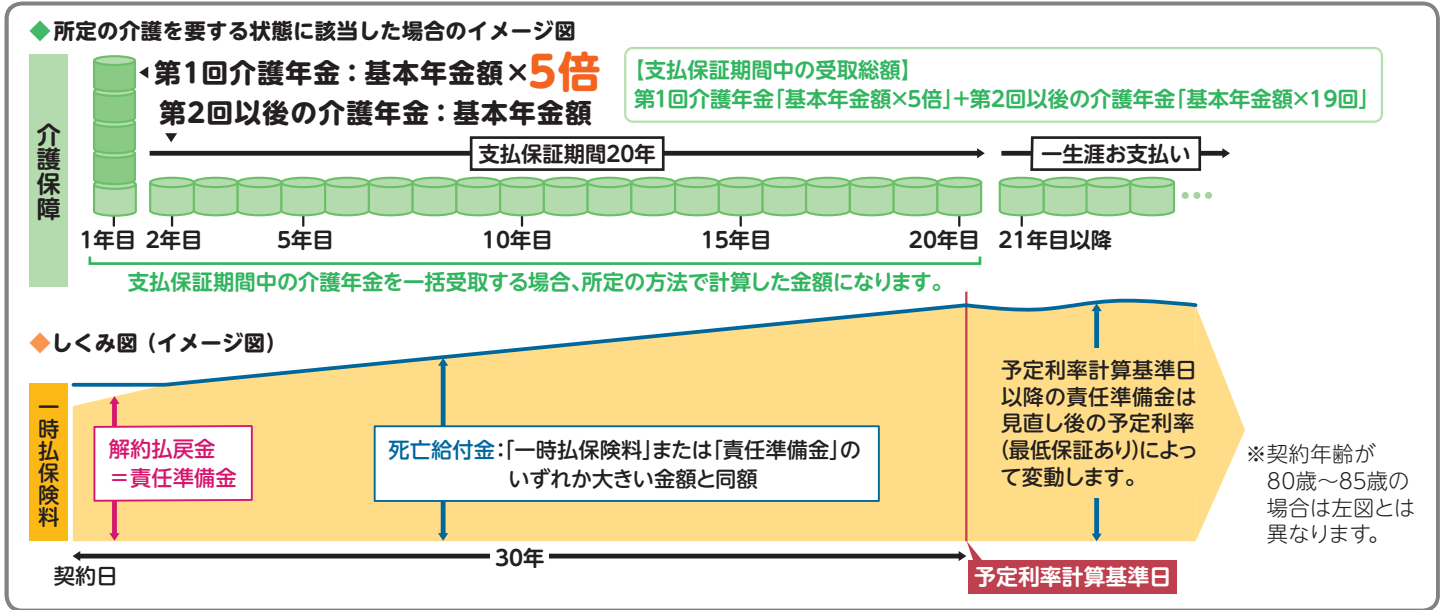
- 死亡給付金額は一時払保険料以上の金額となります。
- 介護年金の支払保証期間中に死亡した場合には死亡一時金をお支払いします。
- 死亡給付金・死亡一時金を相続人がお受取りになる場合、所定の金額までが非課税です。

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数

特徴 3 解約の際は、期間の経過に応じた**解約払戻金**をお支払いします。

- 契約日から、期間の経過とともに解約払戻金額は徐々に増加します。
- 解約払戻金には、市場価格調整*はありません。
*市場価格調整とは、市場金利の変動を解約払戻金額に反映させるしくみのことをいいます。
- ※契約年齢・ご契約内容等により解約払戻金額・増減状況は異なります。
- ※ご契約後の経過月数によっては、解約払戻金額は一時払保険料を下回ることがあります。

※税制上の取扱いは、2023年10月現在の税制に基づくもので、税制改正などで将来変更となることがあります。個別の取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。



■ 主な引受条件

契約年齢 (被保険者年齢)	20歳～85歳
保険期間	終身
支払保証期間	【契約年齢:20歳～79歳】 20年 【契約年齢:80歳～85歳】 15年
保険料払込方法	一時払
最低限度 (単位)	一時払保険料: 100万円 (10万円単位)
最高限度	基本年金額: [契約年齢:20歳～70歳] 166.6万円 [契約年齢:71歳～79歳] 125.0万円 [契約年齢:80歳～85歳] 157.8万円 ※太陽生命の他の介護年金等と通算して所定の限度があります。
被保険者 診査区分	契約者本人またはその配偶者もしくは2親等内の親族 告知書扱
初回年金 割増特則	第1回の介護年金額は「基本年金額×5」になります。 ※この特則はあらかじめ付加されており、特則のみの解約はできません。

■ 予定利率の変動について

この保険は、予定利率計算基準日に予定利率を見直す商品となっています。予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回れば、当該予定利率計算基準日以降の基本年金額・解約払戻金額は増加します。

■ 予定利率計算基準日に定める予定利率について

- 指標金利の太陽生命所定の期間における平均値に、最大1.5%を加えた利率を上限とし、最大1.5%を減じた利率を下限とする範囲内で太陽生命が定めます。ただし、予定利率は最低保証予定利率を下回ることはありません。
- 指標金利は以下のとおりとなります。
20歳～79歳(契約年齢): 残存期間20年の国債の流通利回り
80歳～85歳(契約年齢): 残存期間10年の国債の流通利回り
※将来金融情勢の変化により、国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、必要に応じて指標金利を変更することがあります。

※当概要書で使用している「介護年金」は終身生活介護年金の略称としています。

この保険は太陽生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。

〈支払事由〉

〈主契約〉

名称	主な支払事由	お支払いする金額	受取人
終身生活介護年金	(1)第1回の終身生活介護年金 被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかの状態に該当したとき ア.「太陽生命所定の要生活介護状態」*1に該当し、その該当した日から起算して180日その状態が継続したと医師によって診断確定されたとき イ.公的介護保険制度により、要介護2以上に該当していると認定されたとき	基本年金額*2	被保険者
	(2)第2回以後の終身生活介護年金 第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、第1回の終身生活介護年金の支払事由が生じた日後、被保険者が年金支払日に生存しているとき		
死亡一時金	第1回の終身生活介護年金が支払われた場合で、被保険者が支払保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	死亡一時金額*3	死亡給付金等受取人
死亡給付金	被保険者が、第1回の終身生活介護年金が支払われずに死亡したとき	死亡給付金額*4	

*1 「太陽生命所定の要生活介護状態」とは、つぎのAまたはBのいずれかに該当した場合をいいます。

A. つぎの①～⑤のうち、2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき ①歩行 ②衣服の着替え ③入浴 ④食事 ⑤排せつ
B. 器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき

*2 初回年金割増特則が付加されているため、第1回の終身生活介護年金額は、「基本年金額×5」になります。

*3 死亡一時金は、つぎの算式により計算される金額とします。基本年金額×(支払保証期間の年数-終身生活介護年金を支払った回数)

*4 死亡給付金は、つぎの金額とします。一時払保険料と責任準備金のいずれか大きい金額と同額

※一時払保険料は、基本年金額を基準として、契約日における予定利率、被保険者の年齢および性別にもとづいて、契約日に計算した金額

※終身生活介護年金の支払事由に該当したときの死亡給付金額が、そのときの終身生活介護年金の一括受取額を上回るときは、差額を第1回の終身生活介護年金に加算して支払います。

ご注意 終身生活介護年金と死亡給付金は、重複してお支払いすることはありません。

〈保障の開始時期(責任開始期)〉

・ご契約のお引受けを太陽生命が承諾した場合、一時払保険料(相当額)の受け取りおよび告知が完了したときから保障を開始します。

※一時払保険料(相当額)は、太陽生命指定の口座に振り込まれ着金したときに受け取ったものとして取り扱います。

・責任開始日が契約日になります。

〈生命保険料控除〉

・お申込みいただいた一時払保険料は、「**介護医療保険料控除**」の対象となります。「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」の対象とはなりません。

※一時払保険料をお払込みになった当該年のみ控除が適用されます。

〈解約と解約払戻金〉

・解約は、第1回の終身生活介護年金の年金支払開始日前に限り可能です。

・**ご契約後短期間内に解約されますと、解約払戻金は一時払保険料を下回ります。**

※契約年齢・ご契約内容等により解約払戻金額および増減状況等は異なります。

〈指定代理請求特約〉

・被保険者が終身生活介護年金を請求できない特別な事情があるときに、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1名の指定代理請求人が終身生活介護年金をご請求できます。

※この特約はあらかじめ付加されており、ご契約時に必ず指定代理請求人をご指定いただけます。

主な保険用語の説明(詳しくは、ご契約のしおり・約款をご覧ください。)

▶責任準備金

将来の終身生活介護年金をお支払いするために、保険会社が積み立てるお金のことです。

▶予定利率計算基準日

予定利率を見直す日をいい、契約年齢が79歳以下の場合は契約日から30年ごと、80歳以上の場合は15年後の年単位の契約応当日になります。ただし、被保険者の年齢が110歳に達した日以後および第1回の介護年金が支払われた日以後を除きます。

▶予定利率

保険料計算の際に使用する利率です。なお、**一時払保険料が予定利率でそのまま運用されるわけではありません(金利や利回りとは異なります)。**

▶最低保証予定利率

保険期間を通して最低保証される予定利率のことです。最低保証予定利率は0.25%です。

この資料は、保険商品の概要を説明した商品概要書です。

お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

(お問い合わせ、ご照会)

募集代理店

SBI 新生銀行

株式会社 SBI新生銀行

〒103-8303 東京都中央区日本橋室町2-4-3

ホームページ <https://www.sbishinseibank.co.jp/>

電話 0120-456-860

(ご契約後のご照会)

引受保険会社

 **太陽生命保険株式会社**

(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号

お客様サービスセンター 0120-97-2111(通話無料)

営業時間 月曜～金曜 9:00～18:00

土曜・日曜 9:00～17:00

(祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します)

ホームページアドレス <https://www.taiyo-seimei.co.jp>